

**循環型社会の形成に向けた新たな取り組みについて
(中間答申)**

平成29年 月 日

舞鶴市廃棄物減量等推進審議会

【目次】

はじめに	1
1. ごみ処理の現状と課題	2
(1) ごみ減量と資源化に係るこれまでの施策	2
(2) ごみの減量と資源化の現状	2
(3) ごみの減量と資源化の数値目標	2
2. 容器包装リサイクルに関する今後の取り組みについて	3
(1) 基本方針	3
(2) 基本方針に基づく今後の取り組み	3
(3) 検討課題	4
おわりに	4

はじめに

舞鶴市では、不燃ごみの分別収集や可燃ごみの有料化など、ごみの減量や資源化、適正処理を推進しているが、一人当たりのごみ排出量については近年横ばい傾向、また、資源化率については、平成18年をピークに低下を続けており、全国平均、京都府平均を下回っている状況である。

不燃ごみの6種9分別回収の開始から19年、可燃ごみの有料化から12年が経過する間に、容器包装リサイクル法などのリサイクル関連法の改正が重ねられるとともに、ライフスタイルの多様化、少子高齢化、核家族化など社会を取り巻く状況が変化している。特に、容器包装リサイクルに関しては、舞鶴市では分別収集したプラスチック容器類のうち、重量比で約6割程度しか資源化できず埋立処理していることや、「容器包装リサイクル法」で資源化の対象とされているプラスチック製の包装類を資源化できず焼却処理していることなど、同法の準拠が十分ではないという課題を抱えており、早期の対応が求められている。

こうした状況のもと、舞鶴市廃棄物減量等推進審議会（以下「本審議会」という。）は、平成29年4月25日に舞鶴市長から「循環型社会の形成に向けた新たな取り組みについて」の諮問を受け、そのなかで喫緊の課題として意見が求められた「容器包装リサイクルに関する取り組み」について審議し中間答申として取りまとめたものである。

平成29年 月

舞鶴市廃棄物減量等推進審議会

会長 山川 肇

1 ごみ処理の現状と課題

(1) ごみの減量と資源化に係るこれまでの施策

市では、平成10年5月に不燃ごみの中間処理施設「リサイクルプラザ」の稼働に伴い、不燃ごみの分別区分をそれまでの3分別から6種9分別に変更。また、平成17年10月には指定袋制による可燃ごみの有料化と古紙の分別収集を導入するとともに、生ごみ堆肥化处理に対する支援、古紙等の資源回収活動への支援、使用済み小型家電回収ボックスの設置など、ごみの減量・資源化を推進するための様々な施策を実施している。

しかし、不燃ごみの6種9分別回収の開始から19年、可燃ごみの有料化から12年が経過しており、さらなるごみの減量・資源化を推進するためには新たな取り組みや仕組み作りが必要である。

(2) ごみの減量と資源化の現状

市のごみ排出量は、平成27年度実績において、29,677トン/年（集団回収量と分別回収量を含む）、市民1人1日あたりの排出量では、952g/人・日となり、京都府平均をやや上回る。可燃ごみの有料化後にはごみの減量意識が働き、排出量が大きく減少したが、近年は横ばい傾向となっている。

古紙や不燃ごみの資源化率については、平成18年度をピークに低下を続けており、平成27年度実績においては14%程度と全国平均、京都府平均を下回っている状況である。特に分別収集したプラスチック容器類のうち、重量比で約6割程度しか資源化できず埋立処理されている状況や「容器包装リサイクル法」で資源化の対象とされているプラスチック製の包装類を資源化できず焼却処理していることなど、同法の準拠が十分ではないという課題がある。

(3) ごみの減量と資源化の数値目標

平成28年度に策定した舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画では、平成37年度までに市民1人1日あたりのごみ排出量を922g、資源化率を17.3%としており、計画の目標を達成するためには、ごみ処理に関する市民等の意識を高めながら、より一層の減量行動に取り組むことが必要と考える。

2 容器包装リサイクルに関する今後の取り組みについて

(1) 基本方針

本審議会では、諮問事項のうち喫緊の課題として意見を求められた「容器包装リサイクルに関する取り組み」について審議を行い、今後の審議を進める上での審議会の基本的な考え方をとりまとめたので、次のとおり中間答申を行う。

ペットボトルの分別とプラスチック製包装類の回収は、資源化の促進及びごみの減量、温室効果ガスの削減など、循環型社会の形成に有効な手段と考えられるため、積極的に取り組むべきである。

また、施策の導入に際しては、その必要性や制度内容について市民への十分な周知と説明を行うとともに、その効果等の検証と情報発信にも努められたい。

(2) 基本方針に基づく今後の取り組み

以下については、市から説明があった今後の取り組み内容について意見する。

① ペットボトルの分別

現在はプラスチック容器類として、「ペットボトル」とその他の「プラスチック容器類」を一つの分別区分としているが、「ペットボトル」を分別することは、リサイクルプラザでの処理が効率化され資源化率の向上と埋立ごみの削減効果に寄与するため、有効な施策と考える。

② プラスチック製包装類の資源化

現在は可燃ごみとして処理しているレジ袋などのプラスチック製包装類を新たに「プラスチック容器類」として分別することは、プラスチックのリサイクルを進め資源化率の向上を図るとともに、焼却処理により排出される温室効果ガスを削減する上で必要な施策である。

③ 分別ルールの変更に伴う市民周知

新たな分別ルールが市民に定着するには、市民の理解と協力が不可欠である。このため、市においては、新たな分別ルールの周知とあわせて制度導入の背景や目的、費用とその効果について分かりやすく説明するよう努められたい。

(3) 検討課題

今回の中間答申では容器包装リサイクル法の対象となるもののうちプラスチック類のみを審議の対象としたが、古紙やその他の容器包装についてもごみの減量・資源化の推進につながる取り組みが必要である。

また、収集回数や収集方法を見直し、資源ごみの出しやすい環境づくりに取り組むことで資源化率が向上するのではないかとの意見もあった。

審議会においては、こうした課題について引き続き審議する必要があるものと考えており、市においても調査研究を進められたい。

おわりに

本審議会では、諮問事項のうち市が早期に取り組みたいとの要請のあった「容器包装リサイクルに関する取り組み」について審議を行い、中間答申としてまとめたものであり、今回の中間答申の対象としていない「リデュース、リユースの推進」、「ライフスタイルの変化や高齢化などへの対応」の諮問事項については引き続き審議を重ねることとする。

市においては、中間答申の趣旨や内容を十分に尊重され、本中間答申をごみの減量・資源化への取り組みの第一段階と位置づけ、循環型社会の形成に向けた更なる取り組みを期待する。